

文化財保存活用地域計画について

1. 「犬山歴史文化ぷらっとフォーム」の活動

- ・犬山市文化財保存活用地域計画の策定に伴い、市内団体間での連携・情報共有を進め、互いに補完しあう新たな関係を作る場として「犬山歴史文化ぷらっとフォーム」の取組を令和5年度から実施している。
- ・令和6年度は市内の文化財解説看板のデザインを改善し、また市が設置する文化財看板についてデザインを統一するため、専門家による講義とワークショップ（全3回）を行った。

（1）第1回（令和6年9月15日、13団体22名参加）

- ① 講義「文化財解説看板のデザインを理解するために」（講師：京都工芸繊維大学 水内智英准教授）
- ② 「わかりやすい・伝わる」看板の要素についてのグループワーク

（2）第2回（令和6年11月3日、11団体20名参加）

- ① 市が作成した看板デザインサンプルについてのグループワーク

（3）第3回（令和6年12月14日、6団体10名参加）

- ① 第2回ワークショップの内容を踏まえた看板デザインサンプル（改案）についてのワークショップ
- ・ワークショップの成果として、「文化財看板作成のポイント集」を作成し、関係団体に配布するとともに、ポイント集に則った解説看板1基を整備する。



グループワークの様子（第2回）

2. 令和7年度事業計画

- ・引き続き「犬山歴史文化ぷらっとフォーム」の活動を実施する。活動内容については未定だが、地域計画で定めた「関連文化財群」の中からテーマを選ぶことを検討中。また、各団体の活動について報告する場を設けることも検討している。

歴史まちづくり事業について

1. 犬山市歴史的風致維持向上計画の進行管理

- ・犬山市歴史まちづくり協議会および専門部会を開催し、平成31年3月に認定を受けた犬山市歴史的風致維持向上計画（第2期 計画期間は平成31年度～令和10年度）の進行評価を行うとともに、計画の内容について審議し、必要に応じて計画内容の変更を行う。

令和6年5月9日	令和6年度第1回犬山市歴史まちづくり協議会専門部会
	・令和6年度犬山市歴史まちづくり賞事業の募集要項についての審議
	・歴史的風致形成建造物「三昭堂主屋」の解体についての審議 ほか
令和6年11月22日	令和6年度第2回犬山市歴史まちづくり協議会専門部会
	・令和6年度犬山市歴史まちづくり賞事業表彰候補物件の選定についての審議 ほか
令和7年3月27日	令和6年度犬山市歴史まちづくり協議会（予定）
	・令和6年度歴史まちづくり賞表彰物件の選考についての審議
	・犬山市歴史的風致維持向上計画（第2期）の改訂についての審議
	・令和6年度進行管理・評価シート（案）についての審議 ほか

2. 中部歴史まちづくりサミット

- ・年に一度、中部地方整備局が中心となり、中部地区の歴史的風致維持向上計画認定都市（18都市）の首長が一堂に会して歴史まちづくりに関わる様々な課題について情報交換をしている。令和6年度は三重県伊賀市で開催された。

日時：令和6年10月3日（木）13時00分～17時00分

場所：伊賀市文化会館（三重県伊賀市）

共催：国土交通省中部地方整備局・伊賀市

内容：

（1）基調講演（三重大学名誉教授 菅原 洋一 氏）

（2）文化財の防災に関する講演（文化庁文化資源活用課 文化財調査官 稲垣智也氏）

（3）パネルディスカッション

テーマ① 歴史と文化を活かした観光まちづくり

テーマ② 歴史的資源を未来へつなぐ

テーマ③ 歴史まちづくりの新時代へ～更なる魅力創出に向けて～

※犬山市は原市長より「犬山城下町における持続可能な観光まちづくり」について報告した。

（4）共同宣言

3. 犬山市歴史まちづくり賞事業

- ・景観や風情の向上に貢献している伝統的な意匠などに優れた建造物を表彰することで、歴史的建造物を将来にわたって守り続け、そして城下町の伝統的な景観を次世代へ継承していくために、平成29年度より実施している事業であり、令和5年度までに計27件を表彰している。
- ・令和6年度は、令和6年9月2日から9月30日までの約1か月間 応募対象物件の募集を行い、市広報、ホームページ、SNSで周知した。その結果、自己推薦物件1件の応募があった。これに、事務局推薦物件1件を加え、計2件を令和6年度 犬山市歴史まちづくり賞の審査対象物件とした。
- ・令和6年11月22日に開催した犬山市歴史まちづくり協議会専門部会において、現地確認を踏まえて専門家3名による審査を行い、2件とも、表彰候補物件として歴史まちづくり協議会で審議を行うこととなった。
- ・令和7年3月27日に開催される歴史まちづくり協議会での審議の結果、表彰物件と認められた場合は、所有者に表彰状及び記念プレートを贈呈する。



4. 令和7年度の事業予定

- ・歴史まちづくり協議会、同専門部会を開催し、事業の進捗管理を受ける。
- ・中部歴史まちづくりサミット（開催都市：愛知県岡崎市）に参加し、中部歴史まちづくり計画認定都市間の情報交換を図る。
- ・犬山市歴史まちづくり賞事業を引き続き実施する。

文化財建造物について

1. 歴史的建造物の保護のための犬山市の取り組み

(1) 歴史的建造物の修理に係る技術指導

- ・令和6年度より、NPO法人あいちへりテージ協議会に「歴史的建造物技術指導業務」として、歴史的建造物の修理工事の技術指導、歴史的建造物のき損・老朽箇所の現地調査及び修理手法の提案を委託した（令和5年度まではNPO法人城下町を守る会に委託）。詳細は以下のとおり。

①修理工事の技術指導

- i 大島家住宅茶室修理工事（全3回）
- ii 堀部家住宅渡り廊外壁修理工事（全1回）

②き損・老朽箇所の現地調査及び修理の提案

- i 歴史的風致形成建造物（全1回）
- ii 堀部家住宅主屋床下（全1回）

(2) 登録有形文化財所有者への補助制度等の周知

- ・文化財防火デー（1月26日）の実施周知に合わせ、市内の登録有形文化財所有者27者に対して、登録有形文化財建造物に係る諸手続き（所有者変更、現状変更等）及び修理等に活用できる補助メニューについての案内文書を送付した。

2. 令和6年度助成事業（大島家住宅茶室保存修理工事）について

(1) 事業概要

- ①建造物名 大島家住宅茶室
- ②指定等 国登録有形文化財/歴史的風致形成建造物
- ③所在地 犬山市大字犬山字西古券地内
- ④建物概要
 - i 構造・形式等・・・木造平屋建、瓦葺
 - ii 建造年・・・文政9年（1826）、明治期移築、昭和61年（1986）曳家
 - iii 利用・公開状況・・・通常非公開、犬山祭に合わせた茶会の際などに一般公開

⑤修理工事の内容

- i 外観・主要構造部（補助対象）
 - ・木工事：腐朽・破損箇所の修繕
 - ・建具工事：木製建具や障子の補修、新調
 - ・屋根工事：雪隠屋根・下屋の破損箇所の修繕
 - ・左官工事：木部修理箇所取合いの補修
 - ・基礎工事：爆裂した鉄筋コンクリート製基礎の補修
- ii 内観（補助対象外）
 - ・木工事：腐朽・破損箇所の修繕
 - ・建具工事：障子や襖等の建具補修及び建付け調整

・表装工事：腰貼の貼替

・畳工事：畳表替え

⑥事業期間 令和6年5月17日～令和7年2月5日（完了）

⑦総事業費 9,445,480 円

⑧補助対象経費 8,109,402 円（外観・主要構造部に関わる部分の直接工事費及び間接工事費）

⑨助成金額 5,000,000 円（補助対象経費の3分の2、上限500万円）

（2）修理に係る技術指導

①犬山市伝統的建造物保存委員会による指導

・令和6年8月20日の第1回委員会で現場確認・指導を受けた。

・令和7年2月28日の第2回委員会で完了状況の現場確認を受けた。

②ヘリテージマネージャー（NPO法人あいちヘリテージ協議会）による指導

・ヘリテージマネージャーによる歴史的建造物の修理工事の技術指導を3回実施した。

i 第1回 令和6年7月11日 施工前の確認、詳細仕様についての指導

ii 第2回 令和6年9月6日 進捗確認、指導

iii 第3回 令和6年11月14日 竣工状況の確認、補正指導



3. 令和7年度事業計画

- ・歴史的風致形成建造物1件の修理事業に対する助成を予定。詳細な仕様については、伝統的建造物保存委員会で審議の上、決定する。

犬山祭の保存修理等事業について

1. 犬山祭の車山行事 民俗文化財伝承・活用等事業

犬山祭の車山行事の中本町水引幕復元新調（令和6～8年度の3カ年事業）

- (ア) 事業者 一般社団法人犬山祭保存会（中本町）
- (イ) 事業概要 水引幕1面（右面）の復元新調
水引幕刺繍内の金具（水引幕4面分）の復元新調
- (ウ) 総事業費 15,130,000 円（見込）
- | | | | |
|-----------|--------------------|-----|--------|
| (エ) 国庫補助額 | 7,565,000 円（交付決定済） | 50% | } 100% |
| 県費補助額 | 1,361,000 円（交付決定済） | 9% | |
| 市費補助額 | 3,334,000 円（交付決定済） | 22% | |
| 所有者負担額 | 2,870,000 円（見込） | 19% | |
- (オ) 受注者 (株)龍村美術織物



現水引幕（右面）



水引幕刺繍内の金具



新調水引幕の図案・下絵の確認



刺繍試作の確認



新調金具製作の進捗確認



刺繍上がり検収

犬山祭の保存修理等について

1. 犬山祭の車山行事 民俗文化財伝承・活用等事業

犬山祭の車山行事の中本町水引幕復元新調（令和 6～8 年度の 3 カ年事業）

(ア) 事業者	一般社団法人犬山祭保存会（中本町）		
(イ) 事業概要	水引幕 2 面（前面・後面）の復元新調 ※水引幕の残り 1 面の復元新調は令和 8 年度に実施予定		
(ウ) 総事業費	18,360,000 円（見込）		
(エ) 国庫補助額	9,180,000 円（見込）	50%	} 100%
県費補助額	1,836,000 円（見込）	10%	
市費補助額	3,333,000 円（見込）	18%	
所有者負担額	4,011,000 円（見込）	22%	



現水引幕（前面）



現水引幕（後面）

2. 犬山祭の車山行事 民俗文化財伝承・活用等事業

犬山祭の車山行事の寺内町車輪等復元新調

(ア) 事業者	一般社団法人犬山祭保存会（寺内町）		
(イ) 事業概要	車輪一式の復元新調 芯棒包み金物一式の修理調整		
(ウ) 総事業費	7,670,000 円（見込）		
(エ) 国庫補助額	3,835,000 円（見込）	50%	} 100%
県費補助額	767,000 円（見込）	10%	
市費補助額	2,556,000 円（見込）	33%	
所有者負担額	512,000 円（見込）	7%	



現車輪



現車輪（見附面割損部）

犬山城について

令和6年度 犬山城関連主要事業実績について

1. 石垣調査

【石垣調査】

○史跡犬山城跡の石垣の三次元測量等を行い、現状を調査して石垣カルテを作成し、保存・修理のための基礎資料とする。

実施個所：本丸西側・南側、櫓の丸東側、桐の丸西側、内堀

調査期間：令和6年6月～令和7年3月

委 託 先：株式会社アコード名古屋営業所

【石垣年代調査】

○犬山城に残る石垣を他城の石垣と比較することで、その特徴を明らかにするとともに、文献資料、絵図等と照合することにより、石垣の構築年代、修理年代を推定する。

実施個所：本丸、櫓の丸、杉ノ丸

調査期間：令和6年4月～7月

委 託 先：名古屋工業大学濱田晋一准教授（受託研究）

2. 石垣応急修理工事

○七曲付近、弓矢櫓付近の石垣崩落部分について、令和5年度に作成した実施設計に基づき、砕石土嚢により崩落箇所を保護する応急修理工事を実施した。

施工時期：令和6年8月～11月



七曲付近工事完了後



弓矢櫓跡付近工事完了後

3. 犬山城城郭内樹木剪定伐採

○国宝犬山城天守・史跡犬山城跡 保存活用計画に基づき、遺構、眺望、来訪者、植生、景観に影響がある樹木を対象に、伐採、剪定等を実施した。

内 容：夫婦櫓西側と本丸内の高木を剪定し、杉の丸の東側を中心に危険度、緊急度、重要度等に応じて管理対象木（眺望に影響を与える樹木）を伐採

実施時期：樹木剪定 令和6年10月

樹木伐採 令和7年2月～3月



本丸内夫婦楠【剪定前】



本丸内夫婦楠【剪定後】

4. 史跡犬山城跡整備基本計画策定

○史跡指定地である城山、三光寺山に加えて、追加指定候補地である犬山市福祉会館跡地を含む史跡全体を対象とした整備基本計画を策定する。

策定期間：令和 4～6 年度

《令和 6 年度検討内容》

①整備基本計画

- ・全体計画及びゾーニング計画
- ・個別計画（遺構保存・環境保全、建造物・遺構復元・表示、施設整備、防災、活用 他）
- ・事業計画（実施計画、整備計画図、年次計画）

②基本計画書の編集・とりまとめ

委託先：株式会社文化財保存計画協会

5. 犬山城天守防災対策計画策定

○国宝犬山城天守の火災予防から早期発見・通報、避難誘導・初期消火、消防隊による消火活動までの総合的な検討を行い、それを実現するための手法を定めた「(仮) 犬山城防災対策計画」を策定することにより、防災設備改修などのハード、警備・運営などのソフトの両面からの防災対策強化を計画的に進める。合わせて、天守の地震及び風水害対策や、石垣を中心とした史跡犬山城跡の防災も計画に位置付け、来訪者の安全確保、史跡の恒久的保存に万全を期す。

当初計画では、令和 6 年度中の計画策定完了を予定していたが、防災設備の仕様等について更なる検討が必要となったため、策定期間を令和 7 年度まで延長することとなった。

策定期間：令和 5～7 年度

策定体制：犬山城防災対策検討委員会

《令和 6 年度検討内容》

①犬山城天守の防災対策方法の検討

- ・火災発生要因（落雷・電気・延焼・放火）ごとの防災対策の整理・検討
- ・火災発生時の警備員の初期消火・避難誘導活動の動きの検証

②史跡犬山城跡の防災対策の現状と課題の整理

6. 犬山城天守高欄修理工事

○天守 4 階高欄の束、地覆等に腐朽が発生しているため、修理工事の仕様について検討した。高欄の解体を伴う修理工事を、国庫補助金を活用して実施することを計画し、文化庁調査官（修理企画部門）による現地確認を行った。現在、埋木・矧木による部分修理を市単費で実施することを検討している。

外灯ポールなど

- ・絵図から推測される土塁の高さ(約5.4m)にあたる部分を着色し、高さを表示

- ・一部土塁を立体表示、しない部分は平面表示

- ・土塁北端の位置を確認の上、検出された位置で高さ2.7mを上限として遺構を立体表示

堀・土塁の発掘調査成果説明大型パネル(目隠しの用途としても活用)

説明パネル

土塁
(立体表示)

防火水槽

周辺施設等案内板

道路用地

堀であったことがわかるように窪ませる

堀

ベンチ
(可動式)

枅形内

大手門枅形説明板

枅形・堀の範囲表示線
(道路管理者及び交通管理者との協議による)

園路整備(当時の城内への動線であったことが分かるように表示)

史跡案内板

道路用地

大手口

大手門枅形の古写真を同じアングルから見られる説明板

当時の城内への動線に導くためのベンチ(可動式)

3m

5m

トイレ・休憩室

- ・福祉会館の建物により遺構が攪乱を受けている場所に建設
- ・35名程度収容可能
- ・さわれる模型設置
- ・パネル展示

大手門枅形のさわれる模型

大手口の範囲表示線
(道路管理者及び交通管理者との協議による)



令和7年度 犬山城関連主要事業計画（案）について

1. 石垣調査

【石垣調査】

○史跡犬山城跡の石垣の三次元測量等を行い、現状を調査して石垣カルテを作成し、保存・修理のための基礎資料とする。

実施個所：櫓の丸、桐の丸、松の丸北側、七曲等

調査期間：令和6年6月下旬～令和7年3月

【石垣年代調査】

○犬山城に残る石垣を他城の石垣と比較することで、その特徴を明らかにするとともに、文献資料、絵図等と照合することにより、石垣の構築年代、修理年代を推定する。

実施個所：本丸、櫓の丸（詳細は今後調整）

委託先：名古屋工業大学（受託研究）

調査期間：令和7年9月～令和7年3月

2. 犬山城城郭内樹木剪定伐採

○国宝犬山城天守・史跡犬山城跡 保存活用計画に基づき、遺構、眺望、来訪者、植生、景観に影響がある樹木を対象に、伐採、剪定等を実施。

内 容：杉の丸内の樹木剪定のほか、杉の丸の東側を中心に危険度、緊急度、重要度等に応じて支障木（石垣・眺望に影響を与える樹木）の伐採を予定。

実施時期：樹木剪定 令和6年9月頃

樹木伐採 令和7年12月頃

3. 犬山城大手門枅形跡（犬山市福社会館跡地）遺構確認調査

○史跡整備基本設計に必要な情報を得るため、大手口北側の土塁の北端、枅形南側の堀の北端を確認するための発掘調査を実施する。

内 容：調査区4か所、84 m²

実施時期：令和7年5月～8月頃

4. 犬山城大手門枅形跡（犬山市福社会館跡地）整備

【史跡追加指定】

○犬山市福社会館跡地全体を史跡追加指定する。

スケジュール：2月 文部科学大臣宛て意見具申書提出

6月頃 文化審議会による答申

年内 官報告示

【史跡整備基本設計】

○犬山城大手門枅形跡の一部である犬山市福社会館跡地の史跡整備のための基本設計を行う。

内 容：①地盤調査

②遺構表示の条件及び方法の検討

③施設等の意匠・構造検討

- ④便益施設（建築物）の意匠・構造検討
- ⑤説明・案内施設、模型等の展示検討
- ⑥電気、機械、給排水設備の検討
- ⑦造成、植栽等環境整備の検討
- ⑧基本設計図の作成
- ⑨イメージ図作成

事業期間：令和 7 年 5 月～令和 8 年 3 月

5. 犬山城天守防災対策計画策定

○国宝犬山城天守の火災予防から早期発見・通報、避難誘導・初期消火、消防隊による消火活動までの総合的な検討を行い、それを実現するための手法を定めた「(仮) 犬山城防災対策計画」を策定することにより、防災設備改修などのハード、警備・運営などのソフトの両面からの防災対策強化を計画的に進める。合わせて、天守の地震及び風水害対策や、石垣を中心とした史跡犬山城跡の防災対策も計画に位置付け、来訪者の安全確保、史跡の恒久的保存に万全を期す。

策定期間：令和 5～7 年度

策定体制：犬山城防災対策検討委員会

《令和 7 年度協議内容》

- ①犬山城天守の防災対策の方法の検討
 - ・更新、新設する防災設備の仕様の検討
 - ・火災発生時の警備員の初期消火・避難誘導活動の改善策の検討
- ②史跡犬山城跡の防災対策の基本方針
- ③史跡犬山城跡の防災対策の方法の検討

6. 犬山城天守高欄修理工事

○天守 4 階高欄の束、地覆等に腐朽が発生しているため、埋木・矧木による部分修理を行う。また、腐朽の進行を遅らせるため、部材を銅板で覆うなどの延命措置ができないか検討する。

内 容：修理工事の実施設計を予定。

実施時期：令和 7 年度後半

史跡東之宮古墳保存活用事業について

令和6年度 東之宮古墳保存・管理・活用状況（報告）

1. 東之宮古墳管理

請負者	一般社団法人パブリックワークス犬山市アムニティ協会
実施内容	東之宮古墳進入路（成田山側・丸山側）及び古墳周辺の清掃（毎月）
	東之宮古墳進入路（成田山側・丸山側）及び古墳周辺の草刈工（年4回）
	東之宮古墳 古墳上草刈り（年1回）

剪定伐採

請負者	有限会社 芳葉園土木
契約期間	令和7年1月10日～2月28日
実施内容	枯木4本の伐採と1本の剪定、古墳北西側の下刈

2. 東之宮古墳普及啓発事業

実施内容	東之宮古墳ワークショップ「古墳の石ころワークショップ」 ① 日時 第1回 令和6年10月20日(日) 9時30分～12時 葺石の分類体験 第2回 令和6年11月24日(日) 9時30分～12時 葺石の復元体験 ② 内容 発掘調査で出土した葺石のサイズや数を計測し、発掘調査で判明した葺石の状況を再現した。 ③ 参加者 両回とも15名
	東之宮古墳冬至の日の出見学会 ① 日時 令和6年12月14日(土) 6時30分～7時30分 ② 内容 東之宮古墳墳頂にて日の出の見学を行った。 ③ 参加者 17名 ④ 備考 市の主催イベントとしては今年度で終了し、令和7年度以降はHPとアプリでの案内のみとする予定。
	土あげ祭 ① 日時 令和7年3月8日(土) 10時～12時 ② 内容 東之宮古墳前方部の一部を、劇を交えながら市民により修復した。 ③ 参加者 19名



石ころワークショップ



冬至の日の出見学会



土あげ祭り

3. 東之宮古墳前方部修復工事

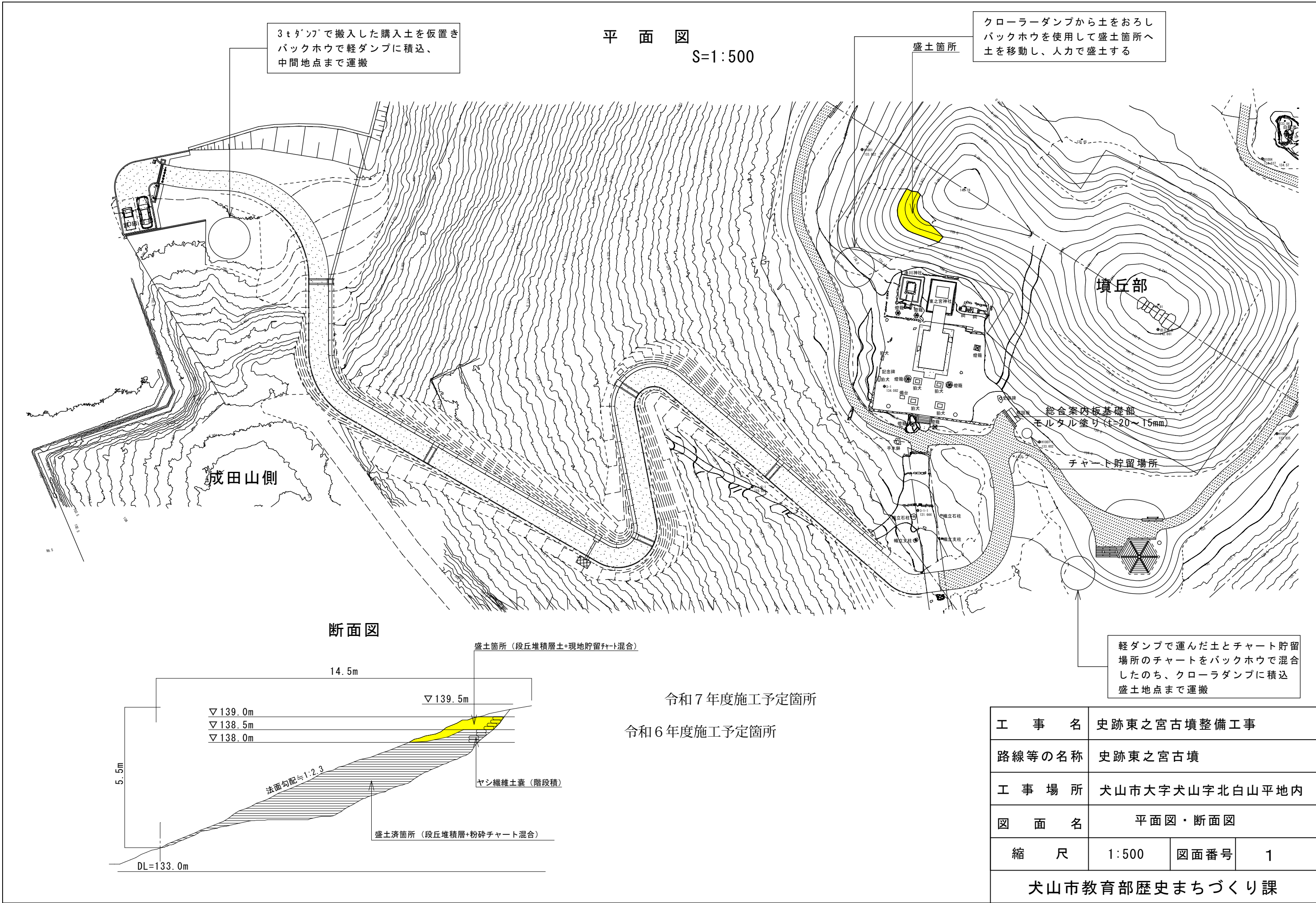
請負者	株式会社 アサイ建設
契約期間	令和7年2月3日～3月3日
実施内容	残り修復量9.5 m ³ 中、6.5 m ³ の埋め戻しを実施。



工事実施前



修復完了後



令和7年度 東之宮古墳保存・管理・活用事業計画

1. 東之宮古墳管理業務

- ・古墳周辺、進入路の清掃（毎月）
- ・古墳周辺、進入路の草刈り（年4回）
- ・古墳墳丘草刈り（年1回）
- ・枯木等の伐採、指定地南側高木の剪定

2. 東之宮古墳普及啓発事業

実施内容	① 東之宮古墳修復イベント 3月 土あげ祭最終回
	② 東之宮古墳ワークショップ 時期・内容検討中

天然記念物ヒトツバタゴ自生地について

1. 天然記念物ヒトツバタゴ自生地保存活用計画策定（令和4年度～）

ヒトツバタゴ自生地の今後の保存・活用方針を定める保存活用計画を策定する。

令和6年度は保存活用計画の策定を完了する。

（計画策定期間 令和4年～令和6年予定）

【過年度実施内容】

- ・既存資料調査

- ・現地調査

（土壌水分量、水路、地下水位、植物相、植生図作成、動物（哺乳類、昆虫類）、利用状況）

- ・保存活用管理の課題抽出

- ・保存管理の基本方針及び具体的方策の検討

- ・現状変更の取り扱いの検討

【令和6年度実施内容】

- ・公開活用方策の検討

- ・計画書（案）の作成

2. 今後のスケジュール（裏面）

犬山市ヒトツバタゴ自生地保存活用計画策定・整備活用スケジュール（案）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R6年度	計画書	公開活用 検討	→	計画案作成	→	計画案協議	→				→	計画案 完成	パブコメ 計画完成
	委員会		第7回				第8回				第9回		
R7年度	計画書	文化庁 確認		→	認定			印刷 (認定 後)		発行 送付	→		
	整備					実施設計							→
	発信					パンフレットデザイン	→						→
R8年度	整備	金網フェンス撤去、立入防止柵の更新、説明看板の更新、石柱の修繕											→
	発信	パンフレットweb公開（犬山市HP）											→
R9年度	発信	パンフレット印刷・配架											
	発信	移動展示パネル作成											

※令和7年度以降のスケジュールは予算措置の状況により変動する場合があります。

市史編さん事業について

1. 令和6年度事業内容

(1) 資料編の校正・印刷製本

- ・令和7年2月21日 資料編校了→2月～3月にかけて印刷製本、関係各所へ発送

【概要】

- ・タイトル 『犬山市史 資料編 平成』
- ・体裁 A5判、横書き、上製本、888ページ、フルカラー
- ・販売価格 5,000円（税込）
- ・販売開始 令和7年5月7日（水）
- ・販売部数 300部
- ・販売場所 歴史まちづくり課、犬山市文化史料館

(2) 通史編の構成内容検討

- ・資料編の内容をベースに通史編の章構成、執筆担当者の検討

【章構成（案）】

序章 平成時代の犬山	
第1章 市民協働のまちづくり	町並み保存、コミュニティ、地方創生など
第2章 行政と市民	行財政、男女共同参画社会、合併構想など
第3章 市民生活の基盤と経済活動	人口、都市インフラ、交通、産業、労働など
第4章 市民を取りまく環境	自然環境、生活環境、災害・防災など
第5章 市民の健康・医療と福祉政策	少子高齢化、医療、福祉、子育てなど
第6章 教育と市民文化	教育、生涯学習、文化活動、スポーツなど
第7章 犬山の観光	観光、犬山城、うかい、観光文化施設など
第8章 祭礼と民俗行事	犬山祭、石上げ祭、豊年祭、民俗行事など
第9章 文化財の保存と活用	文化財施策、市民活動など
第10章 他地域との交流・提携	大学連携、市町間交流、国際化など
終章 市制70周年から未来へ	

【令和6年度活動記録】

編さん委員会			
第1回：R6. 7. 26	第2回：R6. 11. 11	第3回：R7. 3. 24	
専門部会			
第1回：R6. 4. 26	第2回：R6. 5. 24	第3回：R6. 8. 6	第4回：R6. 10. 25
第5回：R7. 1. 6	第6回：R7. 2. 20	第7回：R7. 3. 22	

専門部会（班会・調査） ※4～2月			
班名	延べ回数	延べ従事者数	主な活動内容
歴史班	192 回	199 人	資料調査、打ち合わせ、資料整理
地理班	11 回	20 人	資料調査、打ち合わせ、資料整理
民俗班	4 回	6 人	打ち合わせ、資料整理
観光・文化班	16 回	22 人	資料調査、打ち合わせ、資料分析
その他	12 回	13 人	目次構成、原稿確認
計	235 回	260 人	

2. 令和7年度事業内容

（1）犬山市史編さん委員会（年2回予定）

- ・通史編進捗状況の確認等

（2）専門部会（年4回＋班会議予定）

- ・追加調査（資料調査、聞き取り調査など）
- ・通史編の執筆、原稿確認・とりまとめ

【作業スケジュール】

- ・～5月 通史編プロットの作成
- ・6月頃～ 各担当分執筆
- ・9月 執筆状況確認
- ・12月 原稿締切
- ・～2月 原稿読み合わせ、調整
- ・3月 原稿完成

（3）市所蔵映像資料のデジタル化

- ・市が所蔵している祭礼や市制関連の VHS 等の映像資料を長期保存が可能なフォーマット（MP4）に変換する。

（変換した映像については、権利関係を確認の上で公開資料を決定し、市ホームページへの掲載を検討する）

史跡名勝天然記念物の現状変更について（R6. 8～R7. 2）

令和6年8月～令和7年2月 現状変更許可等件数

○ 名 勝： 9件

・ 文化財名 木曽川

○ 史 跡： 2件

・ 文化財名 犬山城跡

史跡・名勝・天然記念物 き損、現状変更状況一覧表（令和6年8月～令和7年2月末時点）

【現状変更】

名勝木曽川

No	許可日	内容	申請	備考
1	9/13	遊具設置等	文化庁案件	
2	8/19	電線の張替えと開閉器の新設	軽微な現状変更	
3	12/25	基礎コンクリートの撤去	軽微な現状変更	
4	1/24	取水施設修理等	文化庁案件	
5	1/24	樹木伐採	文化庁案件	※
6	2/12	引込線の新設	軽微な現状変更	
7	2/12	電線の新設	軽微な現状変更	※
8	2/17	分電盤と引込線の新設	軽微な現状変更	
9	2/27	広場整備	文化庁案件	

※ 名勝木曽川指定地のうち史跡犬山城跡指定地のもの。

史跡犬山城跡

No	許可日	内容	申請
1	1/24	樹木伐採	文化庁案件
2	2/12	電線の新設	軽微な現状変更

寄贈資料・寄託資料について（R6. 8～R7. 2 に受け入れたもの）

1. 寄贈

No	受理日	申込者	寄贈資料	数量	保管場所
1	R6. 8. 19	個人	八代六郎の短冊	16 点	犬山市 文化史料館
2	R6. 10. 4	個人	犬山焼など陶器類	23 点	犬山市 文化史料館
3	R6. 12. 9	個人	八代六郎の掛軸	1 点	犬山市 文化史料館
4	R7. 1. 21	個人	犬山焼雲錦手急須	1 点	犬山市 文化史料館
			犬山焼雲錦手ぐい呑み	1 点	
			茶杓	1 点	
5	R7. 2. 25	個人	横山住雄旧蔵資料	一式	犬山市 文化史料館 ・ 名古屋経済大学 (犬山市より寄託)

2. 寄託 なし

犬山市文化史料館南館ネーミングライツパートナー契約の締結について

犬山市文化史料館南館の現在のネーミングライツパートナーの契約期間が令和7年2月28日で満了するのに伴い、引き続き同館のネーミングライツを実施することを決定しました。これに伴い、市で定める手続きを行い、株式会社今仙電機製作所とネーミングライツパートナー契約を締結しました。

○契約の相手方（ネーミングライツパートナー）

株式会社今仙電機製作所（犬山市字柿畑1番地）

○施設の愛称（現在の愛称を継続）

I M A S E N 犬山からくりミュージアム 玉屋庄兵衛工房

○契約期間

令和7年3月1日～令和12年2月28日 5年間

○契約金額

年額363,000円（うち取引に係る消費税額及び地方税額33,000円）

※現在の契約より33,000円（うち取引に係る消費税額及び地方税額3,000円）増額



愛称看板（施設入口）

○選定の経過

- ・市が引き続き同館のネーミングライツを実施することを決定。
- ・同館ネーミングライツパートナー選定委員会（委員5名）において募集要項の審査、決定。
- ・現在の契約内容に基づき市は同社に選定条件を提示。
- ・現在のネーミングライツ契約を締結している同社が契約期間満了後も引き続き契約の継続を希望したため、市は優先交渉権を付与。
- ・同社のネーミングライツ申込書類を今回の募集要項に定める審査基準により同委員会が審査を実施。
- ・同委員会による審査の結果、最低審査基準（配点の60%以上）をクリアしていることを踏まえ、市が同社を契約候補者として決定。

青塚古墳史跡公園活用・管理委託に係る受託者の決定について

平成12年度に供用開始した青塚古墳史跡公園は、平成22年より施設等の活用・管理を民間へ業務委託しています。現在の契約は令和2年6月から令和7年3月までで満了します。

令和7年4月以降の受託者選定にあたり、民間組織がこれまでの活動で培った経験とノウハウを活かし、利用者のニーズに的確な対応した運営を行うために公募型プロポーザル方式による業者選定を行い、下記のとおり決定しました。

・受注者：特定非営利活動法人古代瀬波の里・文化遺産ネットワーク

・委託期間：令和7年4月1日～令和12年3月31日 5年間
地方自治法第214条の規定に基づく債務負担行為による契約

・金額：

・審査結果：応募者1者

令和7年2月3日に犬山市プロポーザル審査委員会（小嶋毅委員長はじめ6名）を開催し、プレゼンテーション、ヒアリングを行い、審査の結果、審査基準を満たしているため選定

※青塚古墳史跡公園活用・管理業務受託者選定審査基準では、提案者が1者の場合、最低限満たすべき点数の基準を「事務局採点」及び「委員採点の平均点」がそれぞれ30点以上であることとしている。

保護すべき市内の文化財について

1. 犬山市内の指定等文化財件数

			国指定	国登録	県指定	県登録	市指定	合計
有形文化財	建造物		15	157	2	0	0	31
	美術 工芸品	絵画	0	0	1	0	13	
		彫刻	1	0	0	0	5	
		工芸品	1	0	2	0	13	
		書跡・典籍	0	0	0	0	0	
		古文書	0	0	0	0	0	
		考古資料	0	0	0	0	0	
		歴史資料	2	0	0	0	0	
無形文化財	民俗芸能		0	0	0	0	1	1
	工芸技術		0	0	0	0	0	
民俗文化財	有形		0	0	1	0	0	4
	無形		1	0	1	0	1	
記念物	遺跡		3	0	1	0	4	10
	名勝地		1	0	0	0	0	
	動物・植物・ 地質鉱物		1	0	0	0	0	
文化的景観			0	－	－	－	－	0
伝統的建造物群			0	－	－	－	－	0
選定保存技術			0	－	0	－	－	0
合計			25	157	8	0	37	227

※「－」は法律・条例に位置づけられていないことを示す

2. 保護すべき市内の文化財（歴史文化資源）の例

※専門家による調査がすでに実施されている、または市が所有者である歴史文化資源からピックアップした

(1) 建造物

(2) 美術工芸品

① 絵画

② 古文書/歴史資料

③ 考古資料

3. 市文化財指定のプロセス

(1) 調査物件の選定

- ・ 調査候補物件の洗い出し
- ・ 調査物件特定のための協議

※必要に応じて文化財保護審議会で協議、意見聴取



(2) 指定調書の作成

- ・ 専門家等による調査、所見の執筆
- ・ 所有者の同意書の提出



(3) 文化財保護審議会への諮問(第1回文化財保護審議会)

- ・ 指定調書に基づく説明
- ・ 現物・現地実見
- ・ 質疑応答



(4) 文化財保護審議会の答申(第2回文化財保護審議会)

- ・ 指定についての答申



(5) 指定手続き

- ・ 市長との協議
- ・ 定例教育委員会での審議
- ・ 告示、報道発表

【犬山市文化財保護条例(抜粋)】

第4条 教育委員会は、市の区域内に存するもののうち重要なものを市長と協議して犬山市指定有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）、犬山市指定無形文化財（以下「市指定無形文化財」という。）、犬山市指定有形民俗文化財（以下「市指定有形民俗文化財」という。）若しくは犬山市指定無形民俗文化財（以下「市指定無形民俗文化財」という。）又は犬山市指定史跡、犬山市指定名勝若しくは犬山市指定天然記念物（以下「市指定史跡名勝天然記念物」という。）（以下「市指定文化財」と総称する。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ文化財所有者の同意を得なければならない。ただし、市指定無形文化財若しくは市指定無形民俗文化財を指定しようとする場合、又は所有者の判明しないときは、この限りでない。市指定無形文化財の指定に当たっては、その保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となつてゐる団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 第1項の規定により指定をしようとするときは、あらかじめ教育委員会は第15条第1項に規定する審議会に諮問しなければならない。

市内指定等文化財一覧（令和 6 年 4 月 1 日現在）

(1) 指定文化財

① 国指定文化財

No.	区分	種別	名称	指定年月日	所在地	所有者又は管理者
1	国宝	建造物	犬山城天守	S10. 5. 13	犬山字北古券 65-2	(公財) 犬山城白帝文庫
2	〃	〃	如庵	S26. 6. 9	犬山字御門先 1	名古屋鉄道(株)
3	重要文化財	〃	旧正伝院書院	S19. 9. 5	〃	〃
4	〃	〃	旧西郷従道住宅	S40. 5. 29	字内山 1-8	(公財)明治村
5	〃	〃	旧日本聖公会京都聖約翰教会堂	〃	〃	〃
6	〃	〃	旧山梨県東山梨郡役所	S41. 6. 11	〃	〃
7	〃	〃	旧品川燈台	S43. 4. 25	〃	〃
8	〃	〃	旧菅島燈台付属官舎	〃	〃	〃
9	〃	〃	旧三重県庁舎	〃	〃	〃
10	〃	〃	旧札幌電話交換局舎	〃	〃	〃
11	〃	〃	旧東松家住宅	S49. 2. 5	〃	〃
12	〃	〃	大縣神社本殿、祭文殿、東西回廊	S56. 6. 5	字宮山 3	大縣神社
13	〃	〃	旧呉服座	S59. 12. 28	〃	〃
14	〃	〃	旧伊勢郵便局舎 (宇治山田郵便局舎)	H11. 5. 13	〃	(※1)
15	〃	〃	旧西園寺家興津別邸(坐漁荘)主 奥、警衛詰所、供待及び門	H29. 2. 23	〃	〃
16	〃	彫刻	木造薬師如来坐像	S6. 12. 14	犬山字薬師 26	薬師寺
17	〃	工芸品	短刀 銘左安吉作 正平十二年二 月日	S25. 8. 29	犬山字北古券 8	(公財) 犬山城白帝文庫
18	〃	歴史資料	リング精紡機	H11. 6. 7	字内山 1	(公財)明治村
19	〃	〃	菊花御紋章付平削盤	H13. 6. 22	〃	(※2)
20	〃	〃	ゐのくち渦巻ポンプ	R4. 3. 22	〃	(公財)明治村
21	無形民俗文化財		犬山祭の車山行事	H18. 3. 15	犬山市	(一社) 犬山祭保存会
22	史跡		東之宮古墳	S50. 7. 19	犬山字北白山 平 7	東之宮社
23	〃		青塚古墳	S58. 2. 8	字青塚 141 外	大縣神社
24	〃		犬山城跡	H30. 2. 13	犬山字北古券	犬山市

①国指定文化財

No.	種別	名称	指定年月日	所在地	所有者又は管理者
25	名勝	木曽川	S6. 5. 11	栗栖～木津地内	犬山市
26	天然記念物	ヒトツバタゴ自生地	T12. 3. 7	字西洞 41	犬山市

(※1) 所有者：日本郵政株式会社 管理者：公益財団法人明治村

(※2) 所有者：岩手県、保管者：岩手県立盛岡工業高校、展示者：公益財団法人明治村

② 県指定文化財

No.	種別		名称	指定年月日	所在地	所有者又は管理者
1	有形文化財	建造物	神明社楼門	S34. 1. 16	前原字天道新田 1	神明社
2	〃	建造物	旧名古屋衛戍病院	S41. 10. 12	字内山 1	(公財) 明治村
3	〃	工芸品	菊桐紋蒔絵鎧櫃	H27. 1. 27	犬山字北古券 8	(公財) 犬山城白帝文庫
4	〃	〃	菊桐紋蒔絵風呂道具	H27. 1. 27	〃	〃
5	〃	絵画	柏庭宗松像	R3. 1. 29	犬山字南古券 232	宗教法人徳授寺
6	有形民俗文化財		犬山祭の山車 (十三台)	S39. 10. 14	犬山 13 町内	(一社) 犬山祭保存会
7	無形民俗文化財		尾張富士の石上げ祭	R5. 8. 4	字富士山 3	石上げ祭伝承保存会
8	史跡		妙感寺古墳	S50. 12. 26	犬山字山寺 8-1	妙感寺

③ 市指定文化財

No.	区分	種別	名称	指定年月日	所在地	所有者又は管理者
1	史跡		敬道館跡	S41. 5. 1	犬山字北古券	—
2	〃		絵工道平の墓	〃	犬山字瑞泉寺 17-1	輝東寺
3	〃		田中天神跡	S54. 12. 25	天神町 3 丁目 15	犬山市
4	〃		木ノ下城跡	〃	犬山字愛宕 16-1	愛宕神社
5	有形文化財	工芸品	犬山焼今井窯 渋紙手油壺	〃	犬山字富士見町 26	(財) 岩田洗心館
6	〃	〃	犬山焼今井窯 水瓶	〃	犬山字北古券 8 (史料館寄託)	個人
7	〃	〃	犬山焼今井窯 灰釉茶入	〃	犬山字白山平 2	個人
8	〃	〃	犬山焼今井窯 飴釉茶壺	〃	〃	〃
9	〃	〃	犬山焼今井窯 黄瀬戸酒壺	〃	〃	〃
10	〃	〃	犬山焼今井窯 おろし目鉢	〃	〃	〃
11	〃	〃	犬山焼今井窯 瀬戸黒茶盃	〃	〃	〃
12	〃	〃	犬山焼今井窯 水指	〃	橋爪字地藏下 59-5	個人

③市指定文化財

No.	区分	種別	名称	指定年月日	所在地	所有者又は管理者
13	有形文化財	工芸品	犬山焼丸山窯 狛犬	S54. 12. 25	犬山字東古券 306	満蔵院
14	〃	〃	犬山焼丸山窯 瓶子	〃	〃	〃
15	〃	〃	犬山焼丸山窯 祥瑞写青華磁器唐草文風炉	〃	犬山字白山平 2	個人
16	〃	絵画	常福寺開基画像	〃	字北大門 30	常福寺
17	〃	〃	犬山祭行粧絵巻	〃	犬山字白山平 2	個人
18	〃	彫刻	木造大日如来座像	〃	善師野字下ノ 奥 26	陽徳寺
19	〃	〃	懸け仏	〃	栗栖字寺前 768	大泉寺
20	無形文化財	民俗芸能	塔野地獅子舞	S 60. 12. 26	前原字西畑 83	塔野地獅子舞 保存会
21	無形民俗 文化財	風俗慣習	木曾川犬山鵜飼漁法	〃	犬山字東畑 36	犬山市
22	有形文化財	彫刻	円空仏 阿弥陀如来立像	〃	犬山字東古券 595	圓明寺
23	〃	〃	円空仏 釈迦牟尼佛座像	〃	犬山字山寺 7	妙感寺
24	〃	〃	円空仏 聖観世音立像	〃	犬山字南古券 232	徳授寺
25	〃	絵画	釈迦三尊像図	〃	〃	〃
26	〃	〃	楊柳観音像図	〃	〃	〃
27	〃	〃	蘆葉達磨図	〃	〃	〃
28	〃	〃	血達磨の図	〃	犬山字瑞泉寺 7	瑞泉寺
29	〃	〃	維摩の図	〃	〃	〃
30	〃	〃	文珠普賢図（双幅）	〃	〃	〃
31	〃	工芸品	薙刀	H 3. 12. 26	犬山字東古券 39	個人
32	〃	〃	洲浜牡丹双鳥鏡	H 8. 10. 29	犬山字西古券 262	専念寺
33	有形文化財	絵画	千手観音二十八部衆像	H 16. 12. 13	継鹿尾字杉ノ 段 12	寂光院
34	〃	〃	道昭和尚画像	〃	〃	〃
35	〃	〃	織田信長画像	〃	〃	〃
36	〃	〃	継鹿尾山図	〃	〃	〃
37	〃	〃	長篠・長久手合戦図	H 21. 5. 20	犬山字北古券 8	(公財) 犬山城白帝文庫

(2) 登録文化財

No.	登録番号	名称	登録年月日		所在地	所有者又は管理者
			原簿記載	官報告示		
1	23-0024	奥村家住宅主屋	H11. 8. 23	H11. 9. 7	犬山字東古券 395	個人
2	23-0025	奥村家住宅金庫蔵	〃	〃	〃	〃
3	23-0026	奥村家住宅棟門	〃	〃	〃	〃
4	23-0027	奥村家住宅米蔵	〃	〃	〃	〃
5	23-0028	奥村家住宅道具蔵	〃	〃	〃	〃
6	23-0029	奥村家住宅離れ	〃	〃	〃	〃
7	23-0030	奥村家住宅納屋	〃	〃	〃	〃
8	23-0031	奥村家住宅渡り廊	〃	〃	〃	〃
9	23-0032	奥村家住宅東高塀	〃	〃	〃	〃
10	23-0033	車山蔵	H11. 8. 23	H11. 9. 7	犬山字東古券 779	犬山市本町町内会
11	23-0034	尾関家住宅主屋	H11. 8. 23	H11. 9. 7	犬山字白山平 2	個人
12	23-0035	尾関家住宅土蔵	〃	〃	〃	〃
13	23-0062	興禅寺庫裏	H15. 12. 1	H15. 12. 25	羽黒字城屋敷 16	興禅寺
14	23-0063	明治村第八高等学校正門	H15. 12. 1	H15. 12. 25	字内山 1-8 博物館明治村内	(公財)明治村
15	23-0064	明治村大井牛肉店	〃	〃	〃	〃
16	23-0065	明治村三重県尋常師範学校 ・蔵持小学校	〃	〃	〃	〃
17	23-0066	明治村近衛局本部付属舎 (皇宮警察坂下護衛署別館)	〃	〃	〃	〃
18	23-0067	明治村赤坂離宮正門哨舎	〃	〃	〃	〃
19	23-0068	明治村学習院長官舎	〃	〃	〃	〃
20	23-0069	明治村森鷗外・夏目漱石住宅	〃	〃	〃	〃
21	23-0070	明治村東京盲学校車寄	〃	〃	〃	〃
22	23-0071	明治村二重橋飾電燈	〃	〃	〃	〃
23	23-0072	明治村鉄道局新橋工場	〃	〃	〃	〃
24	23-0073	明治村千早赤阪小学校講堂	〃	〃	〃	〃
25	23-0074	明治村第四高等学校物理化学教室	〃	〃	〃	〃
26	23-0075	明治村清水医院	〃	〃	〃	〃
27	23-0076	明治村京都中井酒造	〃	〃	〃	〃

(2) 登録文化財

No.	登録番号	名称	登録年月日		所在地	所有者又は管理者
			原簿記載	官報告示		
28	23-0077	明治村安田銀行会津支店	H15. 12. 1	H15. 12. 25	字内山 1-8 博物館明治村内	(公財)明治村
29	23-0078	明治村京都七條巡查派出所	〃	〃	〃	〃
30	23-0079	明治村北里研究所本館	〃	〃	〃	〃
31	23-0080	明治村幸田露伴住宅蝸牛庵	〃	〃	〃	〃
32	23-0084	明治村茶室亦楽庵	〃	〃	〃	〃
33	23-0085	明治村長崎居留地二十五番館本館	〃	〃	〃	〃
34	23-0086	明治村長崎居留地二十五番館別館	〃	〃	〃	〃
35	23-0087	明治村神戸山手西洋人住居主屋	〃	〃	〃	〃
36	23-0088	明治村神戸山手西洋人住居付属屋	〃	〃	〃	〃
37	23-0089	明治村宗教大学車寄	〃	〃	〃	〃
38	23-0090	明治村第四高等学校武術道場無声堂主屋	H16. 2. 17	H16. 3. 4	字内山 1-8 博物館明治村内	(公財)明治村
39	23-0091	明治村第四高等学校武術道場無声堂弓道場	〃	〃	〃	〃
40	23-0092	明治村日本赤十字社中央病院病棟	〃	〃	〃	〃
41	23-0093	明治村日本赤十字社中央病院付属便所	〃	〃	〃	〃
42	23-0094	明治村歩兵第六聯隊兵舎	〃	〃	〃	〃
43	23-0095	明治村シアトル日系福音教会	〃	〃	〃	〃
44	23-0096	明治村ブラジル移民住宅	〃	〃	〃	〃
45	23-0097	明治村ハワイ移民集会所	〃	〃	〃	〃
46	23-0098	明治村六郷川鉄橋	〃	〃	〃	〃
47	23-0099	明治村鉄道寮新橋工場	〃	〃	〃	〃
48	23-0100	明治村工部省品川硝子製造所	〃	〃	〃	〃
49	23-0101	明治村本郷喜之床	〃	〃	〃	〃
50	23-0102	明治村小泉八雲避暑の家	〃	〃	〃	〃
51	23-0103	明治村半田東湯	〃	〃	〃	〃
52	23-0104	明治村聖ザビエル天主堂	〃	〃	〃	〃
53	23-0105	明治村小那沙美島燈台	〃	〃	〃	〃

(2) 登録文化財

No.	登録番号	名称	登録年月日		所在地	所有者又は管理者
			原簿記載	官報告示		
54	23-0106	明治村天童眼鏡橋	H16. 2. 17	H16. 3. 4	字内山 1-8 博物館明治村内	(公財) 明治村
55	23-0107	明治村隅田川新大橋	〃	〃	〃	〃
56	23-0108	明治村川崎銀行本店	〃	〃	〃	〃
57	23-0109	明治村大明寺聖パウロ教会堂	〃	〃	〃	〃
58	23-0110	明治村皇居正門石橋飾電燈	〃	〃	〃	〃
59	23-0111	明治村内閣文庫	〃	〃	〃	〃
60	23-0112	明治村東京駅警備巡查派出所	〃	〃	〃	〃
61	23-0113	明治村前橋監獄雑居房	〃	〃	〃	〃
62	23-0114	明治村金沢監獄正門	〃	〃	〃	〃
63	23-0115	明治村金沢監獄中央看守所	〃	〃	〃	〃
64	23-0116	明治村金沢監獄監房	〃	〃	〃	〃
65	23-0117	明治村宮津裁判所法廷	〃	〃	〃	〃
66	23-0118	明治村菊の世酒蔵	〃	〃	〃	〃
67	23-0119	明治村高田小熊写真館	〃	〃	〃	〃
68	23-0120	明治村名鉄岩倉変電所	〃	〃	〃	〃
69	23-0121	明治村帝国ホテル中央玄関	〃	〃	〃	〃
70	23-0138	高木家住宅主屋	H16. 7. 23	H16. 8. 17	犬山字東古券 74	個人
71	23-0139	高木家住宅茶室	〃	〃	〃	〃
72	23-0140	高木家住宅蔵	〃	〃	〃	〃
73	23-0141	梅田家住宅主屋	H16. 7. 23	H16. 8. 17	犬山字東古券 506	〃
74	23-0142	梅田家住宅倉庫	〃	〃	〃	〃
75	23-0143	梅田家住宅高塀	〃	〃	〃	〃
76	23-0144	三井家住宅主屋	H16. 7. 23	H16. 8. 17	犬山字東古券 684	〃
77	23-0145	三井家住宅蔵	〃	〃	〃	〃
78	23-0146	三井家住宅渡り廊	〃	〃	〃	〃
79	23-0147	山田家住宅主屋	〃	〃	犬山字東古券 776	個人

(2) 登録文化財

No.	登録番号	名称	登録年月日		所在地	所有者又は管理者
			原簿記載	官報告示		
80	23-0148	井上家住宅主屋	H16. 7. 23	H16. 8. 17	犬山字西古券 6	個人
81	23-0149	井上家住宅蔵	〃	〃	〃	〃
82	23-0152	瀧野家住宅蔵	〃	〃	犬山字西古券 34	個人
83	23-0164	真野家住宅主屋	H17. 2. 9	H17. 2. 28	犬山字東古券 57	〃
84	23-0165	真野家住宅離座敷	〃	〃	〃	〃
85	23-0166	真野家住宅土蔵	〃	〃	〃	〃
86	23-0167	真野家住宅高塀	〃	〃	〃	〃
87	23-0168	旧磯部家住宅主屋	H17. 2. 9	H17. 2. 28	犬山字東古券 72	犬山市
88	23-0169	旧磯部家住宅裏座敷	〃	〃	〃	〃
89	23-0170	旧磯部家住宅土蔵	〃	〃	〃	〃
90	23-0171	旧磯部家住宅奥土蔵	〃	〃	〃	〃
91	23-0172	旧磯部家住宅物置	〃	〃	〃	〃
92	23-0173	小島家住宅主屋	H17. 2. 9	H17. 2. 28	犬山字東古券 633	個人
93	23-0174	小島家住宅座敷	〃	〃	〃	〃
94	23-0175	小島家住宅南蔵	〃	〃	〃	〃
95	23-0176	小島家住宅北酒蔵及び北蔵	〃	〃	〃	〃
96	23-0177	小島家住宅西酒蔵及び仕込場	〃	〃	〃	〃
97	23-0178	小島家住宅寄付	〃	〃	〃	〃
98	23-0179	小島家住宅屋根塀	〃	〃	〃	〃
99	23-0180	遠藤家住宅主屋	H17. 2. 9	H17. 2. 28	犬山字東古券 662	個人
100	23-0181	伊藤家住宅主屋	H17. 2. 9	H17. 2. 28	犬山字東古券 677	〃
101	23-0182	伊藤家住宅蔵	〃	〃	〃	〃
102	23-0196	寂光院本堂	H17. 7. 12	H17. 8. 2	継鹿尾字杉ノ 段 12	寂光院
103	23-0197	寂光院随求堂（ずいぐどう）	〃	〃	〃	〃
104	23-0198	寂光院弁天堂	〃	〃	〃	〃
105	23-0199	寂光院山門	〃	〃	〃	〃

(2) 登録文化財

No.	登録番号	名称	登録年月日		所在地	所有者又は管理者
			原簿記載	官報告示		
106	23-0214	堀部家住宅主屋	H18. 3. 27	H18. 4. 12	犬山字南古券 272	犬山市
107	23-0215	堀部家住宅離座敷	〃	〃	〃	〃
108	23-0216	堀部家住宅渡り廊	〃	〃	〃	〃
109	23-0217	堀部家住宅土蔵	〃	〃	〃	〃
110	23-0218	堀部家住宅作業場	〃	〃	〃	〃
111	23-0219	堀部家住宅高塀	〃	〃	〃	〃
112	23-0223	興禅寺本堂	H18. 8. 3	H18. 8. 24	羽黒字城屋敷 16	興禅寺
113	23-0224	興禅寺山門	〃	〃	〃	〃
114	23-0228	川村家住宅主屋	H18. 10. 18	H18. 11. 9	犬山字東古券 171	個人
115	23-0229	宮田家住宅對依軒	H18. 10. 18	H18. 11. 9	犬山字東古券 719	個人
116	23-0230	宮田家住宅蔵	〃	〃	犬山字東古券 719	〃
117	23-0231	宮田家住宅井戸屋形	〃	〃	〃	〃
118	23-0232	宮田家住宅塀	〃	〃	〃	〃
119	23-0262	専念寺本堂	H19. 12. 5	H19. 12. 19	犬山字西古券 262	専念寺
120	23-0263	専念寺庫裏	〃	〃	〃	〃
121	23-0267	常満寺鐘楼	〃	〃	犬山字西古券 281	常満寺
122	23-0270	常満寺山門	〃	〃	〃	〃
123	23-0271	佐橋家住宅主屋	H19. 12. 5	H19. 12. 19	犬山字東古券 457	個人
124	23-0272	浄誓寺本堂	〃	〃	犬山字東古券 256	浄誓寺
125	23-0273	西蓮寺本堂	〃	〃	犬山字東古券 539	西・寺
126	23-0274	西蓮寺庫裏	〃	〃	〃	〃
127	23-0275	西蓮寺書院	〃	〃	〃	〃
128	23-0276	西蓮寺蔵	〃	〃	〃	〃
129	23-0277	西蓮寺山門	〃	〃	〃	〃
130	23-0284	明治村芝川家住宅主屋	H20. 3. 7	H20. 3. 19	字内山 1-8	(公財)明治村
131	23-0346	徳授寺本堂	H24. 8. 13	H24. 8. 13	犬山字南古券 232	徳授寺

(2) 登録文化財

No.	登録番号	名称	登録年月日		所在地	所有者又は管理者
			原簿記載	官報告示		
132	23-0347	徳授寺位牌堂	H24. 8. 13	H24. 8. 13	犬山字南古券 232	徳授寺
133	23-0348	徳授寺玄関	〃	〃	〃	〃
134	23-0349	徳授寺鐘楼	〃	〃	〃	〃
135	23-0350	徳授寺山門	〃	〃	〃	〃
136	23-0351	圓明寺本堂	H24. 8. 13	H24. 8. 13	犬山字東古券 595	圓明寺
137	23-0352	圓明寺僧寮	〃	〃	〃	〃
138	23-0353	圓明寺庫裏	〃	〃	〃	〃
139	23-0354	圓明寺鐘楼	〃	〃	〃	〃
140	23-0355	圓明寺山門	〃	〃	〃	〃
141	23-0356	祥雲寺本堂	H24. 8. 13	H24. 8. 13	犬山字南古券 5-1	祥雲寺
142	23-0357	祥雲寺弘法堂	〃	〃	〃	〃
143	23-0358	祥雲寺鐘楼	〃	〃	〃	〃
144	23-0365	大島家住宅茶室	H25. 3. 29	H25. 3. 29	犬山字西古券 21-1	個人
145	23-0366	吉野家住宅主屋	H25. 3. 29	H25. 3. 29	羽黒字成海郷 70	小弓鶴酒造(株)
146	23-0367	吉野家住宅離れ	〃	〃	〃	〃
147	23-0368	吉野家住宅新座敷	〃	〃	〃	〃
148	23-0369	吉野家住宅屋庭門及び土塀	〃	〃	〃	〃
149	23-0370	吉野家住宅土蔵	〃	〃	〃	〃
150	23-0371	旧加茂郡銀行羽黒支店	H25. 3. 29	H25. 3. 29	羽黒字古市場 53-1	犬山市
151	23-0424	旧小守家住宅主屋	H27. 8. 4	H27. 8. 4	犬山字東古券 498	個人
152	23-0593	鳴海杵神社本殿	R6. 3. 6	R6. 3. 6	犬山市羽黒字 成海郷 109	鳴海杵神社
153	23-0594	鳴海杵神社祭文殿	〃	〃	〃	〃
154	23-0595	鳴海杵神社拝殿	〃	〃	〃	〃
155	23-0596	鳴海杵神社社務所	〃	〃	〃	〃
156	23-0597	鳴海杵神社弁天堂	〃	〃	〃	〃
157	23-0598	鳴海杵神社藩塀	〃	〃	〃	〃

1. 既存の歴史文化資源に関する調査の概要

歴史文化資源に関する調査には、類型や地区ごとに、歴史文化資源の所在の有無や数量を調べる把握調査と、個別の歴史文化資源を対象として、その詳細な法量や価値を調べるために行う詳細調査があり、本市におけるこれまでの歴史文化資源の調査は、主に文化庁、愛知県及び犬山市によって実施されている。

<文化庁>

近代遺跡に関する調査、名勝に関する総合調査、文化的景観に関する把握調査などを実施してきた。

<愛知県>

愛知県史関係調査をはじめ、近代化遺産（建造物等）総合調査、近代和風建築総合調査、中世城館調査などの把握調査を実施してきた。

<犬山市>

本市の歴史文化資源に関する把握調査は文化財部局や都市計画部局によって実施されている。昭和 54 年（1979）から昭和 58 年（1983）にかけて実施した市史編さんに伴う調査、平成 24 年（2012）、平成 25 年（2013）に実施した悉皆調査により市内の有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物等の多くの歴史文化資源を把握している。

また、個別の調査については、次のとおりである。

- ・ 有形文化財（建造物）は、城下町の伝統的建造物の把握調査や、登録や修理に伴う個別物件の詳細調査を行っている。
- ・ 民俗文化財は、犬山祭や石上げ祭の詳細調査を行っている。
- ・ 記念物については、犬山城跡、東之宮古墳、青塚古墳の指定など文化財の発掘調査、埋蔵文化財包蔵地の開発に伴う発掘調査を行っている。

上記調査のほか、公益財団法人犬山城白帝文庫や犬山歴史研究会、特定非営利活動法人古代瀬波の里・文化遺産ネットワーク等の民間団体が調査研究を行っている。

把握調査

表8 文化庁が実施した把握調査

分野	調査名	調査主体	報告書等	刊行年
史跡	近代遺跡調査	文化庁	『近代遺跡調査報告書－軽工業－第1分冊』	2014
			『近代遺跡調査報告書－軽工業－第2分冊』	2015
			『近代遺跡調査報告書－鉱山－』	2002
			『近代遺跡調査報告書－政治(官公庁等)－』	2014
名勝地	近代の庭園・公園等に関する調査研究	文化庁	『近代の庭園・公園等に関する調査研究報告書』	2012
	名勝に関する総合調査－全国的な調査(所在調査)	文化庁	『名勝に関する総合調査－全国的な調査(所在調査)の結果－』報告書	2013
文化的景観	農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究	文化庁	『農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究(報告)』	2003
	採掘・製造・流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究	文化庁	『採掘・製造・流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究(報告)』	2010

表9 愛知県が実施した把握調査

分野	調査名	調査主体	報告書等	刊行年
有形文化財	民家緊急調査	県教育委員会	『愛知の民家－愛知県民家緊急調査報告書』	1975
	近世社寺建築緊急調査	県教育委員会	『愛知県の近世社寺建築－近世社寺建築緊急調査報告書』	1980
	近代化遺産(建造物等)総合調査	県教育委員会	『愛知県の近代化遺産－愛知県近代化遺産(建造物等)総合調査報告書－』	2005
	近代和風建築総合調査	県教育委員会	『愛知県の近代和風建築－愛知県近代和風建築総合調査報告書－』	2007
	文化財集中地区特別総合調査	文化庁 県教育委員会	『文化財集中地区特別総合調査報告書 愛知県の文化財』	1995
	近代建築調査	日本建築学会	『日本近代建築総覧』	1980
民俗文化財	愛知県民俗資料緊急調査報告	県教育委員会	『愛知の民俗：愛知県民俗資料緊急調査報告』	1973
	愛知県民俗芸能総合調査	県教育委員会	『愛知の民俗芸能－昭和61～63年度愛知県民俗芸能総合調査報告書－』	1989
	あいちの祭り行事調査	県教育委員会	『あいちの祭り行事－あいちの祭り行事調査事業報告書』	2001
	愛知県民俗芸能緊急調査	県教育委員会	『愛知県の民俗芸能－愛知県民俗芸能緊急調査報告－』	2014
	養蚕民俗資料緊急調査	県教育委員会	『養蚕民俗資料緊急調査報告2(犬山市)』	1997
	民俗調査	県総務部	『愛知県史民俗調査報告書5 犬山・尾張東部』	2002
史跡	歴史の道調査	県教育委員会	『愛知県歴史の道調査報告書V－木曽街道－』	1991
			『愛知県歴史の道調査報告書VI－下街道－』	1991

分野	調査名	調査主体	報告書等	刊行年
文化的景観	農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究	文化庁	『農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究(報告)』	2003
	採掘・製造、流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究	文化庁	『採掘・製造、流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する調査研究(報告)』	2010
埋蔵文化財	重要遺跡指定促進調査	県教育委員会	『愛知県重要遺跡指定促進調査報告Ⅰ～Ⅷ』	1974 ～ 1984
	愛知県古窯跡群分布調査	県教育委員会	『愛知県古窯跡群分布調査報告』Ⅲ(尾北地区・三河地区)』	1983
	愛知県中世城館調査	県教育委員会	『愛知県中世城館跡調査報告Ⅰ(尾張地区)』	1991
	愛知県内窯業遺跡保存検討会	県教育委員会	『愛知県内窯業遺跡保存検討会報告』	2004

表 10 愛知県史関係調査(愛知県史資料編・別編)

巻構成			時代・年代・区分等	収録内容等	刊行年
愛知県史資料編	1	考古1	旧石器・縄文	遺跡一覧・主要遺跡解説	2002
	2	考古2	弥生	遺跡一覧・主要遺跡解説	2003
	3	考古3	古墳	遺跡一覧・主要遺跡解説	2005
	4	考古4	飛鳥～平安	遺跡一覧・主要遺跡解説	2010
	5	考古5	鎌倉～江戸	遺跡一覧・主要遺跡解説	2017
	6	古代1	507年～988年	継体天皇元年以降の文献資料	1999
	7	古代2	1362年～1469年	室町	2005
	8	中世1	1185年～1362年	鎌倉・南北朝	2001
	9	中世2	1362年～1469年	室町	2005
	10	中世3	1470年～1559年	桶狭間の戦い前年まで	2009
	11	織豊1	1560年～1582年	桶狭間の戦いから清須会議まで	2003
	12	織豊2	1582年～1590年	秀吉の小田原平定まで	2007
	13	織豊3	1590年～1600年	関ヶ原の戦い後まで	2011
	14	中世・織豊	中世・織豊	補遺・非編年資料など	2014
	15	近世1	名古屋・熱田	現名古屋市域の資料	2014
	16	近世2	尾西・尾北	尾西・尾北地域の資料	2006
	17	近世3	尾東・知多	尾東・知多地域の資料	2010
	18	近世4	西三河	西三河地域の資料	2003
	19	近世5	東三河	東三河地域の資料	2008
	20	近世6	学芸	門人帳、書簡、出版関係等	2012
	21	近世7	領主1	尾張藩、尾張徳川家関係資料	2014
	22	近世8	領主2	三河諸藩、旗本・幕府関係	2015
	23	近世9	維新	1868年～1871年	2016
	24	近代1	政治・行政1	1871年～1888年	2013
	25	近代2	政治・行政2	1888年～1905年	2009

巻構成			時代・年代・区分等	収録内容等	刊行年
愛知県史資料編	26	近代3	政治・行政3	1905年～1931年	2004
	27	近代4	政治・行政4	1931年～1945年	2006
	28	近代5	農林水産業	1871年～1945年	2000
	29	近代6	工業1	軽工業（繊維・窯業・食品等を含む）	2004
	30	近代7	工業2	重工業、戦時経済、エネルギー産業	2008
	31	近代8	流通・金融・交通	1871年～1945年	2013
	32	近代9	社会・社会運動1	1871年～1918年	2002
	33	近代10	社会・社会運動2	1919年～1945年	2007
	34	近代11	教育	1871年～1945年	2004
	35	近代12	文化	1871年～1945年	2012
	36	現代	昭和戦後	戦後から1989年頃	2016
愛知県史別編	1	窯業1	古代・猿投系	窯跡一覧・主要窯跡・重要資料解説	2015
	2	窯業2	中世・近世 瀬戸系	窯跡一覧・主要窯跡・重要資料解説	2007
	3	窯業3	中世・近世 常滑系	窯跡一覧・主要窯跡・重要資料解説	2012
	4	民俗1	総説		2011
	5	民俗2	尾張	尾張の民俗	2008
	6	民俗3	三河	三河の民俗	2005
	7	文化財1	建造物・史跡	戦争遺跡、産業遺産を含む	2006
	8	文化財2	絵画	宗教画・世俗絵等	2011
	9	文化財3	彫刻	仏像、面、獅子頭、狛犬、円空仏等	2013
	10	文化財4	典籍	古筆、国書、漢籍、仏典等	2015
	11	文化財5	工芸	金工、漆工、染織、刀剣、仏具、陶磁器等	2018
	12	自然	2億年前～現在	自然の成り立ちと人間との係り	2010

表 11 犬山市史関係調査

		時代・年代・区分等	収録内容等	刊行年
犬山市史	資料編一	近世絵図集		1976
	資料編二	自然		1982
	資料編三	考古・古代・中世		1983
	資料編四	近世 上		1987
	資料編五	近世 下		1989
	資料編六	近代・現代		1990
	別巻	文化財・民俗		1985
	通史編上	原始古代・中世・近世		1997
	通史編下	近代・現代		1995
	資料第一集	正成公伝		1981
	資料第二集	内藤丈草		1985
	資料第三集	犬山城物語		1989
	通史編年表			1998
その他	楽田村史			1967
	池野村誌			1981
	城東村誌			—

詳細調査

表 12 犬山市が実施した詳細調査

分野	調査名	調査主体	報告書等	刊行年
建造物	城下町における 伝統的建造物の調査	犬山市	『犬山伝統的建造物群保存対策調査報告書』	1997
			『犬山城下町地区伝統的建造物群保存対策調査』報告書	2007
	城下町における 個別物件の調査	犬山市	『犬山城下町武家住宅・堀部家住宅調査報告書』	2007
民俗文化財	犬山祭の調査	犬山市	『犬山祭総合調査報告書』	2005
			『犬山祭のからくり調査報告書』	2015
	石上げ祭の調査	犬山市	『尾張富士の石上げ祭調査報告書』	2020
記念物	犬山城跡発掘調査	犬山市	『犬山城範囲確認調査（第1次～第3次）』	2010 ～ 2012
			『犬山城総合調査報告書』	2017
			『旧犬山市体育館跡地（犬山城西御殿跡）発掘調査報告書』	2018
			『犬山城跡第5次発掘調査報告書』	2021
			『犬山城跡第6・7次発掘調査報告書』	2022
	東之宮古墳発掘調査	犬山市	史跡東之宮古墳調査報告書	2005
			『史跡 東之宮古墳（第1次～第4次調査概要）』	2006
			『史跡 東之宮古墳 範囲確認調査報告書』	2009
			『史跡 東之宮古墳』	2014
	青塚古墳発掘調査	犬山市	『史跡 青塚古墳調査報告書』	2001
その他	埋蔵文化財包蔵地の開発に伴う発掘調査	犬山市	『上野古墳群』	1968
			『十三塚第3号墳 熊野第1号墳』	1972
			『上野第5号墳』	1973
			『上野第六号墳 岩神古墳 坂下第一号墳』	1978
			『丸の内遺跡』	1988
			『三光寺遺跡』	1997
			『丸ノ内遺跡・丸ノ内鍛冶遺跡』	2019

○犬山市文化財保護条例

昭和39年3月31日条例第16号

改正

昭和52年3月30日条例第5号

平成29年3月27日条例第17号

令和6年6月28日条例第24号

犬山市文化財保護条例

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項の規定に基づき市の区域内に存在する文化財のうち重要なものについてその保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて市民の文化的向上に資するとともにわが国文化の進歩に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で「文化財」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で市の区域内にあり、市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料で法により重要文化財又は愛知県文化財保護条例（昭和30年条例第6号。以下「県条例」という。）により愛知県指定有形文化財の指定を受けていないもの（以下「有形文化財」という。）
- (2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で市の区域内にあり、市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもので法により重要無形文化財又は県条例により愛知県指定無形文化財の指定を受けていないもの（以下「無形文化財」という。）
- (3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で市の区域内にあり、市民の生活の推移の理解のため欠くことのできな

いもので法により重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財又は県条例により愛知県指定有形民俗文化財並びに愛知県指定無形民俗文化財の指定を受けていないもの（以下「民俗文化財」という。）

- (4) 貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で市の区域内にあり、市にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、山岳その他の名勝地で市の区域内にあり、市にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象を生じている土地を含む。）で市の区域内にあり、市にとって学術上価値の高いもので法により史跡名勝天然記念物又は県条例により愛知県指定史跡名勝天然記念物の指定を受けていないもの（以下「記念物」という。）

（財産権の尊重及び他の公益との調整）

第3条 犬山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）はこの条例の施行にあたっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

（指定）

第4条 教育委員会は、市の区域内に存するもののうち重要なものを市長と協議して犬山市指定有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）、犬山市指定無形文化財（以下「市指定無形文化財」という。）、犬山市指定有形民俗文化財（以下「市指定有形民俗文化財」という。）、若しくは犬山市指定無形民俗文化財（以下「市指定無形民俗文化財」という。）、又は犬山市指定史跡、犬山市指定名勝若しくは犬山市指定天然記念物（以下「市指定史跡名勝天然記念物」という。）

（以下「市指定文化財」と総称する。）に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ文化財所有者の同意を得なければならない。ただし、市指定無形文化財若しくは市指定無形民俗文化財を指定しようとする場合、又は所有者

の判明しないときは、この限りでない。市指定無形文化財の指定に当たっては、その保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となつている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 第1項の規定により指定をしようとするときは、あらかじめ教育委員会は第15条第1項に規定する審議会に諮問しなければならない。

4 第1項の規定により指定したときは、その旨を告示するとともに当該文化財所有者に通知しなければならない。

5 第1項の規定による指定は、前項の告示があつた日からその効力を生ずる。

6 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は市指定文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

（解除）

第5条 市指定文化財がその価値を失なつた場合、その他特別の理由があるときは教育委員会は、市長と協議してその指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除には前条第3項から第5項までの規定を準用する。

3 市指定文化財については、法又は県条例の規定による文化財の指定があつたときは、市の指定は解除されるものとする。

4 前項の場合には、教育委員会はその旨を告示するとともに所有者に通知しなければならない。

5 前2項で準用する前条第4項の規定による市指定文化財の指定解除の通知を受けたとき及び前項の規定による通知を受けたときは所有者は30日以内に市指定文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

（所有者の管理義務及び管理責任者）

第6条 市指定文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い市指定文化財を管理しなければならない。

2 市指定文化財の所有者は、特別の事情があるときは自己に代り市指定文化財の管理の責に任すべきもの（以下「管理責任者」という。）を選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解除した場合も同様とする。

4 第2項の規定による管理責任者についても第1項の規定を準用する。

（所有者、保持者、所在等の変更等）

第7条 市指定文化財の所有者が変更したときは、新所有者は旧所有者の権利義務を承継し、速やかにこの旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 市指定文化財の所在場所を変更しようとするときは、所有者はあらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

3 市指定無形文化財保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他の理由があるときは、保持者又はその相続人は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも代表者（保持団体が解散した場合にあつては、代表者であつた者）について同様とする。

4 管理責任者の変更についても同様とする。

（滅失き損等）

第8条 市指定文化財の全部又は一部が滅失、き損、亡失若しくは盗みとられたときは、所有者は速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

（管理又は修理の補助）

第9条 市指定文化財の管理又は維持修理等に要する経費は所有者の負担とする。ただし、多額の経費を要し所有者又は保持者並びに保持団体がその負担に堪えないときは、その経費の一部に充てさせるため市は、所有者又は保持者並びに保持団体に対し、予算の範囲内

で補助金を交付することができる。

（管理又は修理に関する勧告）

第10条 市指定文化財の管理が適当でない場合若しくはき損している場合等においてその保存のため必要があると認めたときは、教育委員会は所有者に管理の方法の改善若しくは修理を勧告することができる。

2 前項の規定による勧告に基づいてする措置又は修理のため要する費用は、市は予算の範囲内で補助することができる。

（現状変更の制限及び修理の届出等）

第11条 市指定有形文化財及び市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 市指定有形民俗文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

3 市指定文化財の所有者は、当該市指定文化財を修理又は復旧しようとするときは、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

（出品公開等）

第12条 市指定文化財の所有者に1か月以内の期間を限って当該市指定文化財の出品又は公開を勧告することができる。

2 前項の規定による出品又は公開のために要する費用は、予算の範囲内においてその全部又は一部を市の負担とすることができる。

3 第1項の規定により市指定文化財が出品又は公開されたときは職員のうちから市指定文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

4 第1項の規定により出品又は公開したことに起因して当該市指定文化財が滅失し又はき損したときは、市は所有者に対し損害を補償

する。ただし、所有者の責に帰すべき理由によつて滅失又はき損した場合はこの限りでない。

（調査）

第13条 教育委員会は、必要があると認めたときは市指定文化財の現状又は管理若しくは修理の状況について報告を求めることができる。

（補助金の返還）

第14条 教育委員会は、この条例の規定により補助金の交付を受けた所有者又は保持者並びに保持団体がこの条例に基づいて付した条件に違反したとき、その他特別の事由があると認めるときは補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（審議会）

第15条 教育委員会に犬山市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

3 審議会は、委員7人以内で組織する。

4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（委任）

第16条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。